

BEPPU

建設券

わくわく

登録事業所(者)を募集します

6月14日(金)から一般購入申込がスタートする「BEPPUわくわく建設券」を使用できる登録事業所を募集しています。

参加事業所(者)募集対象となる取扱工事

- 土木一式工事
- 建築一式工事
- 大工工事
- 左官工事
- とび・土工・コンクリート工事
- 石工事
- 屋根工事
- 電気工事
- 管工事
- タイル・れんが・ブロック工事
- 鋼構造物工事
- 鉄筋工事
- ほ装工事
- しゅんせつ工事
- 板金工事
- ガラス工事
- 塗装工事
- 防水工事
- 内装仕上工事
- 機械器具設置工事
- 熱絶縁工事
- 電気通信工事
- 造園工事
- さく井工事
- 建具工事
- 水道施設工事
- 消防施設工事
- 清掃施設工事

参加事業所(者)資格要件

- A) 別府市登録指名業者
- B) 別府市内に本店を有する事業所
- C) 別府市内に営業所もしくは支店を有し、1年以上経過している事業所
- D) 建設業法第3条の建設業の許可で建設業等の県知事の許可証、確定申告等で建設業を営んでいることが確認できる別府市内の事業所(者)



何かご質問があれば、お気軽にお問合せください。

お問合せ： 別府商工会議所

TEL: 25-3311

Fax: 26-2232



BEPPUわくわく建設券とは

自宅のリフォームや新築をお考えの別府市民の皆様が購入でき、**最大20万円**お得になる商品券です。
この商品券を使用できる事業所(者)は、登録した事業所(者)のみです。

購入対象者

別府市内において、自己が居住する専用住宅、または自己が専有する敷地内の工事をBEPPUわくわく建設券参加事業所(者)を通じて実施する別府市民の方
※ 事業者、別府市民以外の方は購入できません

販売価格：1枚50,000円（55,000円相当分）

※発行日より6カ月間有効

発行枚数：20,000枚（先着順、売切れ次第終了）

購入限度：1世帯あたり40枚まで ※上限に達するまで何度も購入可能

対象工事期間：平成25年5月1日(水)～平成26年2月14日(金)

利用に際してのご注意

1. 事業に供するための資産に係る工事代金の支払いに建設券を利用することはできません。（例：事務所、アパート、マンション、貸ビル、貸店舗、教室等）
2. 工事に不随しない什器備品類のみの購入代金の支払いに利用することはできません。（例：冷暖房等空調機器、照明器具、映像器具等のみの購入費用）
3. 店舗兼住宅並びに事務所等の複合物件の場合は、店舗や事務所等の部分の工事代金の支払いに建設券を使用することはできません。
4. 事前に必ず別府商工会議所に確認の上、お申込み下さい。

BEPPUわくわく建設券の使用の流れ

STEP 1

参加事業所登録

「BEPPUわくわく建設券」発行事業へ参加を希望する事業所(者)は、別府商工会議所へ申込を行う。

STEP 2

参加事業所証発行 参加事業所名簿を開示

別府商工会議所は申込書の内容を審査し、参加事業所証を発行し、参加事業所(者)名簿を作成し、HP・窓口等で開示する。

STEP 3

請負契約締結 購入申込書類提出

施主は、参加事業所(者)名簿等で参加事業所(者)を決定し、請負契約を締結。「BEPPUわくわく建設券」購入申込書を作成し、参加事業所(者)へ提出する。

STEP 4

購入申込

参加事業所(者)は、施主から提出された申込書と工事に対する見積書等を添付し、別府商工会議所へ申し込む。

STEP 5

建設券引換書の交付

別府商工会議所は、参加事業所(者)から提出された申込書を確認し施主に対して引換書を送付する。

STEP 6

建設券と引換開始

施主は、引換書と口座振込を行った証明書を商工会議所に持参し、建設券と引換する。

STEP 7

工事代金の支払

施主は、工事終了後、「BEPPUわくわく建設券」で代金を支払う。

STEP 8

建設券の換金書類提出

参加事業者は、施主より支払いに使用された「BEPPUわくわく建設券」を別府商工会議所に提出する。

STEP 9

建設券の換金

別府商工会議所は、内容を確認し、換金手数料の1%を差し引き参加事業所(者)へ振込みを行う。